

第1回 聖籠中学校通学バス運行検討委員会

令和6年6月14日
聖籠町教育委員会 子ども教育課

委員会設置の目的

中学校の冬季通学バスの運行については、現在、12月～2月の冬季に限り、聖籠中学校の全生徒を対象に貸切バスを運行しています。

令和5年度の検討委員会（令和5年5月18日開催）では、令和2年度の検討委員会からの「基本的に料金の値上げは止む無し。」という答申の方向性は共有しつつも、感染症や物価高、ウクライナ情勢など経済状況を踏まえ、料金を据え置きとすることとしました。

しかしながら、令和5年8月に運賃の下限単価が増額されたことにより、運行経費が令和4年度から1.3倍程度増加する結果となりました。

このような状況から、今年度は、引き続き料金についての検討を行うとともに、3月まで運行してほしいとの町民からの要望について検討することを目的としております。

検討委員会の進め方

1. 本委員会で検討いただく内容

① 中学校通学バス料金について . . . P. 4～10

② 運行期間について . . . P.11～14

⇒各内容の詳細は後ほど事務局より説明いたします。

2. 検討委員会開催予定（案）

本日を含め2回の開催を予定しております。

①中学校通学バス料金について

- ・過去の値上の経過について

- ▶ 平成 22 年度 制度開始時 片道 5,000円 往復 10,000円
エコバスの料金を参考に、片道100円の50日間で片道5,000円
- ▶ 平成 27 年度 値上げ 1 回目 片道 6,000円 往復 12,000円
貸切バスの運賃・料金制度の改正に伴い委託料が大幅に増額したため、
片道1,000円の増額。
- ▶ 平成 28 年度 値上げ 2 回目 片道 7,000円 往復 14,000円
事業費が増加傾向にあることから、片道1,000円の増額。
- ▶ 平成 29 年度以降 料金据え置きとし、現在に至る。

※令和 2 年度、令和 4 年度、令和 5 年度に料金の値上げについて本委員会でも検討し、据え置きとした。



①中学校通学バス料金について

昨年度の検討委員会での主な意見（報告書抜粋）

- 利用料金の値上げについては、財政負担の軽減は町として必要な視点である。値上げをしない場合であっても相応の理由が必要。
- 値上げにより利用者が減少し、保護者送迎が増加すると事故や渋滞の原因になり得るため、安全な通学を提供できなくなる恐れがある。
- コロナ禍等の社会情勢に伴う光熱費、物価の高騰による家計負担への考慮が必要である。
- 町の契約者の選定方法の変更等により運行費が抑えられたことで、平成30年と比較し、運行費に対する利用者負担割合が高くなっている。
- 過去における利用料の値上げについては、国によりバス運行に係る制度改正が行われ、運行経費が増加したことが要因となっているため、今後値上げを行う際は、同等の理由が必要である。

以上の意見を基に、下記内容を委員会の基本的な考え方としました。

《委員会の基本的な考え方》

次の理由により利用料金を据え置きとする。

1. コロナ禍、物価高騰等の社会情勢
2. 値上げによる利用控えに伴う交通事故への懸念
3. 値上げには過去の国の制度改正による値上げと同等の理由が必要。

①中学校通学バス料金について

- ・令和5年度の料金、申込人数

- ▶ 料金

- (1) 片道利用 7,000円

- (2) 往復利用 14,000円

※距離による料金の差はありません。

※片道、往復を申請時に選択いただきます。

- ▶ 申込人数

- (1) 片道利用 50人

- (2) 往復利用 248人

- ▶ 利用料収入

- (1) 実収入額 3,269,000円（運行費用に対する割合 約23.7%）

- (2) 免除額（※） 546,000円

- (3) 合計額 3,815,000円（運行費用に対する割合 約27.6%）

※生活保護者、就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給を受けている者を対象に利用料を免除しています。

①中学校通学バス料金について

・令和5年度の状況

▶ 運行経費

令和5年度 13,813,024円（参考：令和4年度 10,617,150円）
3,195,874円の増

令和5年8月25日付国土交通省通知の「一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合における運賃及び料金について」により距離制運賃及び時間制運賃が増額となり、運行経費の総額も増額となりました。

(変更前)

別紙1

変更命令の審査を必要としない運賃・料金の範囲

(単位:円)

			上限	下限
運賃	キロ制運賃(1km当り)	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	90
	時間制運賃(1時間当り)	大型車	7,350	5,090
		中型車	6,210	4,300
		小型車	5,330	3,690
料金	交替運転者配置料金	1km当り	30	20
		1時間当り	2,820	1,950
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(1時間当り)の2割増し以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割増し以内	

(変更後)

別紙1

変更命令の検討を必要としない運賃・料金の範囲

(単位:円)

			下限
運賃	キロ制運賃(1km当り)	大型車	150
		中型車	130
		小型車	110
	時間制運賃(1時間当り)	大型車	6,440
		中型車	5,430
		小型車	4,670
料金	交替運転者配置料金	1km当り	20
		1時間当り	2,310
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金(1時間当り)の2割
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率

①中学校通学バス料金について

制度開始当初から令和5年度までの運行費用、収入額（免除者分を含む）の変遷

	運行費用	収入額	収入割合	片道料金	備考
平成22年度	9,162,300	1,895,000	20.68%	5,000	
平成23年度	11,242,350	2,355,000	20.95%	5,000	
平成24年度	11,872,000	2,620,000	22.07%	5,000	
平成25年度	12,638,800	2,740,000	21.68%	5,000	
平成26年度	13,899,110	2,745,000	19.75%	5,000	
平成27年度	14,922,522	3,066,000	20.55%	6,000	1,000円値上げ
平成28年度	15,984,000	3,108,000	19.44%	7,000	1,000円値上げ
平成29年度	14,586,480	2,954,000	20.25%	7,000	
平成30年度	14,300,226	3,143,000	21.98%	7,000	
令和元年度	13,419,670	3,486,000	25.98%	7,000	
令和2年度	13,698,300	3,451,000	25.19%	7,000	
令和3年度	10,307,344	3,122,000	30.29%	7,000	契約手続きの変更
令和4年度	10,617,150	3,780,000	35.60%	7,000	
令和5年度	13,813,024	3,815,000	27.62%	7,000	国の単価変更により運行経費増

①中学校通学バス料金について

- ・値上げについてご検討いただく理由

令和2年度の検討委員会において、下記のとおり報告しており、町も委員会の意見を尊重しているところであります。

全生徒を対象として、「生徒の通学の安全確保」を目的とした運行としたこと、並びに町財政面の考慮と持続性のある事業の確立という視点から、利用料金の値上げはやむを得ない。ただし、値上げについては、急激な価格変更とならないよう、配慮すべきである。

令和3～5年度は、コロナ禍や物価高騰の影響を踏まえ料金を据え置きとしておりました。

しかしながら、令和5年度において国の単価改定により、運行経費が増加している状況であり、持続性のある事業の確立のためには、利用料金の値上げを行う必要が生じております。

検討委員会では、値上げ額や、急激な価格変更とならないために、どのように値上げをしていくのかを検討いたします。

①中学校通学バス料金について

・ 値上げ（案）について

令和5年度の運行経費を基に、利用者負担割合毎の利用料を算出した場合

負担割合	利用者負担額 (千円未満切捨)	年間利用料 (片道) (千円未満切捨)	年間利用料 (往復) (百円未満切捨)
27.6%	3,815,000円	7,000円	14,000円
30%	4,143,000円	7,000円	14,000円
35%	4,834,000円	8,000円	16,000円
40%	5,525,000円	10,000円	20,000円
45%	6,215,000円	11,000円	22,000円
50%	6,906,000円	12,000円	24,000円

①中学校通学バス料金について

(参考) 新発田市、胎内市冬季バスの状況

	新発田市	胎内市
距離要件	3km以上	2.5km以上
利用者負担	なし	なし
運行期間	12月～3月	11月～3月上旬

② 運行期間について

- ▶ 現在は、中学校で自転車通学が禁止となる12月～2月のみ通学バスの運行を行っておりますが、PTA総会内で保護者より運行期間について検討してほしいとの要望がありました。
- ▶ なお、令和2年度の検討委員会では、運行目的として以下のような基本的な考え方が示され、その際に要望に上がっていた、3月の運行については「12月～2月のままでよい。」と結論付けられました。また、令和5年度の検討委員会では11月の運行についても令和2年度の検討委員会の考え方を踏襲し、12月～2月までの運行と結論付けられました。

委員会の基本的な考え方

本事業は、冬期間での登下校の利便性ととも、降雪により歩行空間が制限された道路通行の不安解消策及び、冬季の日暮れが早くなることからの防犯の安全性の観点から「生徒の通学の安全確保」とすべきである。

※聖籠中学校通学バスの運行に関する報告書（令和2年度）抜粋

② 運行期間について

▶ 令和5年11月の日没時刻及び気象情報について

・ 日没時間（国立天文台 ホームページ抜粋）

令和5年11月 1日 16時46分

令和5年11月30日 16時25分

・ 気象情報（令和5年11月）

気温 (日数)	平均	最高	最低	最大1時間 降水量 (mm)	日数	最深積雪 (cm)	日数
5℃未満	0	0	0	1mm未満	13	0cm	0
10℃未満	10	2	20	5mm未満	11	1cm	0
15℃未満	13	11	9	10mm未満	6	3cm	0
20℃未満	6	10	1	15mm未満	0		
25℃未満	1	5	0	20mm未満	0		

② 運行期間について

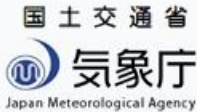
- ▶ 令和6年 3月の日没時刻及び気象情報について
 - ・ 日没時間（国立天文台 ホームページ抜粋）

令和6年 3月 1日 17時37分
令和6年 3月31日 18時06分

- ・ 気象情報（令和6年3月）

気温 (日数)	平均	最高	最低	最大1時間 降水量 (mm)	日数	最深積雪 (cm)	日数
5℃未満	13	2	27	1mm未満	13	0cm	27
10℃未満	15	16	4	5mm未満	16	1cm	3
15℃未満	3	11	0	10mm未満	2	3cm	1
20℃未満	0	2	0	15mm未満	0		
25℃未満	0	0	0	20mm未満	0		

・参考資料



国土交通省
気象庁
Japan Meteorological Agency

[ENGLISH](#)

[ホーム](#)
[防災情報](#)
[各種データ・資料](#)
[地域の情報](#)
[知識・解説](#)
[各種申請・ご案内](#)

[ホーム](#) > [知識・解説](#) > [天気予報等で用いる用語](#) > 雨の強さと降り方

雨の強さと降り方

雨の強さと降り方

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成29年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしてもぬれる		道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50以上～ 80未満	非常に 激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

② 運行期間について

▶ 11月～3月に運行した場合の運行費用の試算

・ 運行費用

令和5年度と同様の利用者数、運行経路として令和6年度の登校日で試算する。

12月～2月までの運行 14,250,940円（51日間運行）

11月～2月までの運行 19,906,260円（71日間運行）（5,655,320円増）

12月～3月までの運行 18,401,460円（66日間運行）（4,150,520円増）

11月～3月までの運行 24,081,860円（86日間運行）（9,830,920円増）

※競争により、実運行費用は試算の額より減少することがあります。

② 運行期間について

▶ 11月～3月に運行した場合の利用者負担額（片道）の試算

・ 利用者負担額

令和5年度と同様の利用者数、運行経路として令和6年度の登校日で試算する。

	12月～2月	11月～ 2 月	12月～3月	11月～3月
30%	7,000	10,000	10,000	13,000
40%	10,000	14,000	13,000	17,000
50%	13,000	18,000	16,000	22,000